

四街道市第6回農業委員会議事録

令和5年9月8日(金)

第6回農業委員会総会会議次第

日時： 令和5年 9月 8日

午後 2時より

場所： 福祉センター3階 会議室1

1. 開 会

2. 議事録署名委員の指名

14番 橋本 豊 委員

15番 三石 浩 委員

3. 議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について

議案第3号 令和5年度第6次農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第4号 農地の競（公）売に参加する買受適格証明願について

議案第5号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更に対する意見について

協議報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について

協議報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について

協議報告第3号 農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について

協議報告第4号 農地法第4条許可に伴う工事の完了報告について

協議報告第5号 農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について

協議報告第6号 転用事実確認証明願に対する専決処分について

協議報告第7号 軽微な農地改良に伴う工事の完了報告について

4. そ の 他

5. 閉 会

出席委員（12名）議席順

1番 梅澤久史	2番 江原清
5番 林田静治	6番 井岡信夫
7番 小金井貞夫	8番 細野裕樹
9番 勝山高治	10番 石川博行
11番 佐藤慎一	12番 中村礼奈
14番 橋本豊	15番 三石浩

欠席委員（2名）議席順

3番 佐藤由美子	13番 溝口貴久
----------	----------

会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	新田 史郎
局長補佐	渡辺 弘之
主任主事	酒井 哲也
主事	遅澤 瑞希

令和5年度 第6回 定例農業委員会総会議事録

日時：令和5年9月8日（金）

午後 2時00分より

場所：福祉センター3階 会議室1

1. 開 会

○議 長（江原会長） 令和5年度第6回定例農業委員会総会を開会いたします。

2. 定数の確認と議事録署名委員の指名

本日の出席委員は12名ですので、会議規則第9条の規定により過半数を超えておりますので、会議の成立することをご報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員14番橋本委員、15番三石委員をお願いいたします。

本日は傍聴者がおりませんことをご報告いたします。

3. 議 事

○議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について」ですが、農業委員が関係する事案がございます。

当該委員は、農業委員会等に関する法律第31号の規定に基づく「議事参与の制限」により、審議開始から終了まで退席をお願いします。

審議終了後に入室をお願いします。

暫時休憩します。

（暫時休憩・委員1名退席）

○議 長 再開します。議案第1号、整理番号1項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 1ページをお開き下さい。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可についての整理番号1項についてご説明いたします。

譲受人は山梨に居住しており、譲渡により田1, 893平方メートルの所有権を移転するという申請です。

譲受人は、農業歴50年のベテランで、近隣で3, 440平方メートルの田と2, 788.0

7平方メートルの畑を所有しており、水稲及び野菜を栽培しています。今回の申請地と合わせた、5, 279平方メートルの田で水稲を、妻と2人で耕作するということです。

トラクター、コンバイン、管理機等を所有しており全部耕作要件は満たしております。

位置につきましては、16ページ及び17ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議 長 議案第1号整理番号1項につきまして、去る9月1日に第3班による事前調査会が行われております。

班長の佐藤慎一委員説明をお願いします。

○佐藤慎一委員 11番佐藤です。9月1日に事前調査会を行いました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。譲受人所有農地の全てにおいて、効率利用要件及び農作業従事要件が妥当なため、第3班としては許可相当と判断しました。詳細につきましては、地区担当委員よりお願いします。

○議 長 続いて、地区担当の梅澤委員説明をお願いします。

○梅澤委員 1番梅澤です。譲渡人が高齢のため農業を続けられないため譲受人に譲渡するものです。

○議 長 議案第1号整理番号1項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

はじめに、議案第1号整理番号1項につきまして、許可として賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第1号整理番号1項につきましては、可決いたします。

○議 長 審議が終了いたしましたので、退席委員の入室を許可いたします。

暫時休憩します。

(暫時休憩・委員1名入室)

○**議 長** 再開します。次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について」の整理番号1項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 2ページをお開き下さい。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見についての整理番号1項についてご説明いたします。

申請地は、物井の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されるところです。

申請人は、自宅の庭で家庭菜園を行う計画であり、農機具や肥料の保管庫、耕運機や軽トラックの駐車場用地を探していました。知人の不動産業者からの紹介で、広さや金額ともに適当であることから購入を決断したとのことです。175平方メートルの現況畑に保管庫及び駐車場を整備するものです。

申請地は、造成などを行わず現状のまま使用します。

用水は使用せず、雨水は現状と同様自然浸透とします。

資金については、全額自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認しております。他法令関係ですが、埋立は行わないので、市の残土条例には該当いたしません。

位置につきましては20ページ及び21ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○**議 長** 議案第2号整理番号1項につきまして、去る9月1日に第3班による事前調査会が行われております。

班長の佐藤慎一委員説明をお願いします。

○**佐藤慎一委員** 11番佐藤です。9月1日に事前調査会を行いました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。事業計画、土地利用計画は妥当であり、周辺農地に対する被害防除等に務めているため、第3班としては許可相当と判断しました。詳細につきましては、地区担当委員よりお願いします。

○**議 長** 続いて、地区担当の井岡委員説明をお願いします。

○**井岡委員** 6番井岡です。事務局、班長から全て説明がされており、補足する点はありません。

○**議 長** 議案第2号整理番号1項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問はございますか。

(質問・意見なし)

○議長 質問が無いようですので、採決を行います。

はじめに、議案第2号整理番号1項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号整理番号1項につきましては、可決いたします。

○議長 次に、議案第2号の整理番号2項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 整理番号2項についてご説明いたします。

申請地は、山梨の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断される所です。

申請人は、大阪市に本店を置く再生可能エネルギー発電事業者です。当該地は陽当たりが良く将来的にも高い建物が建つ可能性が低いことから、太陽光発電パネル156枚を設置し、915平方メートルの畑に太陽光発電施設を整備するものです。

申請地は、整地のみで、埋め立て等を行いません。ただし必要に応じて砕石等で補強します。用水は使用せず、雨水は自然浸透とします。

資金については、全額自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認しております。他法令関係ですが、埋立は行わないので、市の残土条例には該当いたしません。

位置につきましては16ページ及び18ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議長 議案第2号整理番号2項につきまして、去る9月1日に第3班による事前調査会が行われております。

班長の佐藤慎一委員説明をお願いします。

○佐藤慎一委員 11番佐藤です。9月1日に事前調査会を行いました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。事業計画、土地利用計画は妥当であり、周辺農地に対する被害防除等にも務めているため、第3班としては許可相当と判断しました。詳細につきましては、地区担当委員よりお願いします。

○議長 続いて、地区担当の梅澤委員説明をお願いします。

○梅澤委員 1番梅澤です。現地の畑は所有者の高齢化に伴い耕作放棄地状態になっています。

周辺農家による耕作も見込めないため、今回の申請になったものです。

○議 長 議案第2号整理番号2項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問はございますか。

○議 長 橋本委員。

○橋本委員 14番橋本です。現在、申請地の奥で耕作している人がこの畑を通路にしているが、今後も利用は可能なのか確認したい。

○事務局 道路からは、50センチから1メートル程度セットバックしてフェンスを設置することです。人が1人位は通れると思います。

○議 長 他に質問はありませんか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

はじめに、議案第2号整理番号2項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号整理番号2項につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、議案第2号の整理番号3項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 整理番号3項についてご説明いたします。

申請地は、大日の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されるところです。

申請人は、近隣地で自動車の輸出販売業を行う会社の役員をしています。近年の中古車市場の好況により、取得した車両の置き場が手狭になったため、用地を探していたところ、地主と価格の折り合いがついたので、申請地である400平方メートルの畑と隣接する山林1,084平方メートルに車両置場を整備するものです。なお、資金の都合上申請人が取得し、会社に貸し付けるとのことです。

申請地は、砂利敷きとし、敷地内で切り盛りするため埋め立て等はいりません。

用水は使用せず、雨水は敷地内浸透とします。

資金については、全額自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認しております。他法令関係ですが、埋立は行わないので、市の残土条例には該当いたしません。

位置につきましては22ページ及び23ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○**議 長** 議案第2号整理番号3項につきまして、去る9月1日に第3班による事前調査会が行われております。

班長の佐藤慎一委員説明をお願いします。

○**佐藤慎一委員** 11番佐藤です。9月1日に事前調査会を行いました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。事業計画、土地利用計画は妥当であり、周辺農地に対する被害防除等にも務めているため、第3班としては許可相当と判断しました。詳細につきましては、地区担当委員よりお願いします。

○**議 長** 続いて、地区担当委員が欠席のため事務局に説明をお願いします。

○**事務局** 局長と班長からの説明のとおりです。申請地は輸出用の貸車両置き場です。特に問題はないと思います。

○**議 長** ただいま、議案第2号整理番号3項につきまして、事務局及び班長から説明がありました。

質問はございますか。

(質問・意見なし)

○**議 長** 質問が無いようですので、採決を行います。

はじめに、議案第2号整理番号3項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○**議 長** 全員賛成ですので、議案第2号整理番号3項につきましては、可決いたします。

○**議 長** 次に、議案第2号の整理番号4項から6項は関連するので一括議題とします。
事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 3ページをお開き下さい。

整理番号4項から6項については、隣接する一団の土地であり、取得後は一体で使用する予

定であることから、一括してご説明いたします。

申請地は、大日の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断される場所です。

申請者は、千葉市花見川区大日町で主に中古車輸出業を営んでいます。近隣地に車両置場を所有していますが、今後更なる事業規模の拡大が見込まれることから、新たに車両置場を購入し、経営基盤の安定化を図りたいとのことです。申請地は、既存施設の近隣で利便性が良好、面積価格等でも適地であることから、整理番号4号の1,005平方メートルの畑、整理番号5号の539平方メートルの畑、整理番号6号の461.59平方メートルの畑を一括して購入し、車両置場として整備するものです。

申請地は、砕石敷きとし、境界はコンクリート基礎の上に鉄骨、角波板を設置し、土砂等の流出を防ぎます。

用水は使用せず、雨水は敷地内で自然浸透させます。

資金については、全額自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認しております。他法令関係ですが、埋立は行わないので、市の残土条例には該当いたしません。

位置につきましては22ページ及び23ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○**議長** 議案第2号整理番号4項から6項につきまして、去る9月1日に第3班による事前調査会が行われております。

班長の佐藤慎一委員説明をお願いします。

○**佐藤慎一委員** 11番佐藤です。9月1日に事前調査会を行いました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。事業計画、土地利用計画は妥当であり、周辺農地に対する被害防除等にも務めているため、第3班としては許可相当と判断しました。詳細につきましては、地区担当委員よりお願いします。

○**議長** 続いて、地区担当の細野委員説明をお願いします。

○**細野委員** 事前調査会では、許可申請に対する疑問点や問題点の指摘はありませんでした。

○**議長** ただいま、議案第2号整理番号4項から6項につきまして、事務局及び班長、地区担当の委員から説明がありました。

質問はございますか。

○**議長** 橋本委員。

○**橋本委員** 14番橋本です。このような事案では、いつも同じような質問をしていますが、中古車置き場が別の用途に転用されることはないのでしょうか。追跡調査も必要なのでは

ないでしょうか。

○議 長 事務局。

○事務局 半年間は申請内容での使用が規定されています。それ以降、直ぐに用途を変更したり、実際にしている場合は、農業委員の皆様から事務局に連絡してもらい、事情を聴きに行く事をしていきますし、県も違反転用のパトロールは定期的にやっております事務局も同行しています。転用のあった案件については、ぜひ農業委員の皆様はその後の状況を見てもらいたいと思います。

○議 長 他に質問はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

はじめに、議案第2号整理番号4項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号整理番号4項につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、議案第2号整理番号5項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号整理番号5項につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、議案第2号整理番号6項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号整理番号6項につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、議案第3号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局 4ページをお開き下さい。

議案第3号 令和5年度第6次農用地利用集積計画(案)の決定について、四街道市長より、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定を求められたものです。

5ページをお開き下さい。

第6次農用地利用集積計画(案)です。今回は、更新1件となります。また、借受者は、1社です。

番号1につきましては、鹿放ヶ丘の畑2筆で更新、利用権は賃貸借、終期は令和8年9月30日となります。

6ページは、利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 議案第3号につきまして、事務局から説明がありました。

質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第3号につきまして、賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号につきましては、可決いたします。

○議長 次に、議案第4号「農地の競(公)売に参加する買受適格証明願について」の整理番号1項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 7ページをお開き下さい。

議案第4号 農地の競(公)売に参加する買受適格証明願について、農地の公売に参加する者から、買受適格証明願の提出がありましたので、ご説明いたします。また、今回は入札に参加するために買受適格証明書を発行する審査ですが、申請人からは、すでに入札後の3条許可申請書の書類の提出もいただいております。申請人が落札した場合は、落札の証明書等の確認後、速やかに3条許可書の発行を行いますので、併せての審査をお願いいたします。

譲受人は鹿渡に居住しており、譲渡により畑505平方メートルの所有権を移転するという申請です。

譲受人は、農業歴25年で、近隣で5,072平方メートルの田と1,834平方メートルの畑を所有しており、水稻及び野菜を栽培しています。今回の申請地と合わせた、2,339

平方メートルの畑で野菜を、妻と2人で耕作するという事です。

トラクター、コンバイン、ユンボ、管理機等を所有しており全部耕作要件は満たしております。

位置につきましては、16ページ及び19ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○**議長** 議案第4号整理番号1項につきまして、去る9月1日に第3班による事前調査会が行われております。

班長の佐藤慎一委員説明をお願いします。

○**佐藤慎一委員** 11番佐藤です。9月1日に事前調査会を行いました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。譲受人の所有農地全てにおいて、効率利用要件及び耕作従事要件が妥当なため、第3班としては許可相当と判断しました。詳細につきましては、地区担当委員よりお願いします。

○**議長** 続いて、地区担当の梅澤委員説明をお願いします。

○**梅澤委員** 1番梅澤です。譲受人の自宅の隣りにある畑です。国税庁からの公売物件になります。

○**議長** 議案第4号整理番号1項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問はございますか。

(質問・意見なし)

○**議長** 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第4号整理番号1項につきまして、買受適格証明書の発行に賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○**議長** 全員賛成ですので、議案第4号整理番号1項につきましては、可決いたします。

○**議長** 次に、議案第5号「農業経営基盤の強化の推進に関する基本的な構想」の変更に対する意見についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 8ページをお開き下さい。

議案第5号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更に対する意見について、四街道市長より、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を変更するため、意見を求められたものです。

別添の資料に基づき、産業振興課より説明いたします。

○新田産業振興課長

皆さん、こんにちは。産業振興課長の新田です。よろしくお願いいたします。

市では、農業経営基盤強化促進法に基づき、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を策定しております。

本構想は、効率的かつ安定的な農業経営を育成するために、農業経営の目標を明らかにし、その目標に向け農用地の利用集積や経営管理の合理化等の農業経営基盤の強化を促進することを目的としています。

今回の構想の変更は、国において、本年4月1日付で農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行され、これに伴い県においては、施行後3か月以内に県の基本方針を、市においては施行後6か月以内に市の基本構想を変更することとされたものでございます。

市の基本構想を変更するにあたっては、農業委員会及び農業協同組合のご意見を付して、千葉県知事と協議することとされておりますことから、本日、お時間をいただきまして、ご審議いただくものでございます。

なお、本基本構想（案）については、千葉県による県基本方針との整合性を図るための下審査を終了しており、8月24日木曜日には、認定農業者の農業経営改善計画の認定などを行っております「四街道市農業経営基盤強化促進協議会」にて承認いただいているところです。また、千葉みらい農協への意見照会については、すでに回答をいただいているところでございます。

今後の予定といたしましては、本日、農業委員会のご意見をいただいた後、速やかに県へ提出する運びとなっておりますので、お忙しいところ誠に恐縮でございますけれども、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案の説明にあたる職員を紹介させていただきます。

産業振興課 農政係長の斎藤でございます。

産業振興課 農政係の水藤でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○斎藤産業振興課農政係長

それでは、「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更について」ご説明させていただきます。

はじめに資料の確認をさせていただきます。

まず、A4一枚の「右上に農業委員会総会資料と書いてあるもの」は、変更の概要をまとめた資料でございます。

次に、クリップ止めした資料が、今回変更する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の案でございます。

最後に、A4横のホチキス止めした資料が「新旧対照表（案）」でございます。

不足がありましたら、お申し出ください。

「新旧対照表（案）」については、網掛けの部分に変更点となっております。全体的に入れ替わった項目などがある関係で、ページ数が多くなっておりますがご了承ください。

概要資料の順に、「新旧対象表（案）」にて説明いたしますので、よろしく願いいたします。
まずは、概要資料の2をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法等の一部改正が行われた目的としては、「農業を担う者の確保・育成」や「農用地の効率的かつ総合的な利用に関する記載事項等」を追加するためとされており、具体的には、「農業を担う者の確保や育成の考え方」、「市や関係機関の連携・役割分担の考え方」、「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標」などに関する事柄が追加されております。

続きまして、構想の主な変更点を説明いたします。

なお、市町村の基本構想は、法律により県の基本方針に即することとされておりますことから、基本的に県の基本方針の改正内容に合わせた変更を行っております。

それでは、概要資料の3について、「新旧対照表（案）」をご覧ください。

まず1点目として新旧対象表（案）10ページの下段から11ページの上段をご覧ください。

認定農業者を審議する農業経営改善計画の認定基準の農業所得を【1経営体】当り550万円程度から【従事者1人】当り520万円程度に変更となりました。

続きまして19ページの中段をご覧ください。

認定新規就農者を審議する青年等就農計画の認定基準の農業所得を【1経営体】当り250万円程度から【従事者1人】当り270万円程度に変更いたしました。

この変更は、県の方針が農業所得1経営体当り550万円程度から、従事者1人当り520万円程度に、新たに農業を営もうとする青年等の農業所得が1経営体当り250万円程度から、従事者1人当り270万円程度となったことに合わせて変更したものです。

県の方針が変更された趣旨としては、農業に従事することで、地域において他産業と比較して遜色のない労働条件と収入を得られることが必要との考えから、地域における「他産業従事者並み」の年間労働時間を維持しつつ、他産業並みの生涯所得を可能とする年間農業所得を実現し得る農業経営を行う者の確保・育成することを目標とするためです。

次に、新旧対象表（案）22ページをお開き下さい。

営農類型の指標については、網掛けの部分に変更箇所となります。なお、営農類型は前回作成の四街道市で主に生産されている作物等に基づき作成してあります。22～30ページには水稲関係、31ページには露地野菜、33～36ページには、施設野菜を含む体系、37ページには果樹、40ページには花き、42～46ページには畜産関係の営農類型となっております。また、48ページの新規就農に関する営農類型の指標についても前回同様、施設野菜＋露地野菜で作成し、網掛け部分について前回の指標より変更してあります。

今回の変更により、例えば、22ページの営農類型「水稲専作」では、1経営体の農業所得が550万円から、760万円となり、他の営農類型でも概ね、増加することとなっております。

次に、新旧対象表（案）50ページをお開き下さい。

2点目として「農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備、その他支援の実施に

関する事項」として、市としての農業を担う者の確保や育成の考え方や、関係機関との連携や役割分担の考え方、就農希望者のマッチングや農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供に関することを新たに記載しました。

この変更についても、県の方針にあわせて変更するものです。

県の方針が変更された趣旨としては、農業を担う者の確保・育成等を行うにあたり各関係機関との連携し、農業経営改善に向けた助言・指導、就農等希望者の相談・情報提供等を行うこととしたためです。

次に、新旧対象表（案）55ページ最下部の第5をご覧ください。「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項」として、市の農用地の利用の集積に関する目標やその他農用地の利用関係の改善に関することを新たに記載しました。

新旧対象表（案）56ページをお開き下さい。下段の表、農用地の集積に関する目標についてですが、従来目標24.4%から、今回県より60%を目標とする数字が示されたことからそちらに合わせて作成しました。

この変更についても、県の方針にあわせて変更するものです。

県の方針が変更された趣旨としては、今後、離農等により生じる農用地が担い手へ集積することを県が目指す農用地利用の姿として考え、概ね10年後の農地集積の目標シェアを水田、畑地の全体面積の60%と設定したものです。

この60%という目標は、中々難しく、非現実的と思われるかもしれませんが、集積目標については、県の目標に合わせることでされており、県内の他市町村も同様の目標としておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

次に、新旧対象表（案）87ページをお開き下さい。

3点目として、「地域計画」が法制化されたことによる変更です。

第6の「農業経営基盤強化促進事業に関する事項」の中に地域計画作成に関する協議の場の設置方法、地域計画の区域の基準等に関する事項等を追加いたしました。

この変更についても、県の方針にあわせて変更するものです。

同じく、新旧対象表（案）87ページをお開き下さい。

4点目として、「農地利用集積円滑化事業に関する事項」を廃止いたしました。

この農地利用集積円滑化事業ですが、農業協同組合などが「農地利用集積円滑化団体」となり、利用調整を行って農地を面的にまとめ、地域農業の担い手が効率的に利用できるような農業経営基盤強化促進法に基づく事業でありましたが、制度の改正により本事業は令和2年3月31日をもって終了しております。

なお、本市におきましては、農地利用集積円滑化事業の利用はなく、農地の貸し借りは、主に農地の出し手と受け手が直接契約を行う「農用地利用集積計画」により実施しておりますことから、廃止による影響はございません。

以上が主な変更点となります。

次に、概要資料の4をご覧ください。

本構想を変更したことによる本市における、今後の主な影響についてですが、

1点目として、認定農業者の認定の際に提出いただく「農業経営改善計画」及び、認定新規

就農者の認定の際に提出いただく、「青年等就農計画」の認定基準が変更となります。

目標とする基準が高くなりますので、計画の策定が難しくなると思いますが、計画の策定にあたっては、市といたしましても、県農業事務所とも協力して、サポートしてまいりたいと考えておりますので、農業委員の皆様にもご協力をお願いいたします。

また、あくまで目標とすべき指標でありますので、必ずしも年間所得を達成しなければならないものではありません。農業者の方に認定農業者や認定新規就農者として目標に向かって経営をしていただくために、市・県等で支援させていただければと考えております。

2点目として、「農地利用集積計画」についてです。

以前に、令和6年度末までに作成することとされております「地域計画」についてご説明させていただきましたが、現在、市町村で行っている「農用地利用集積」については、地域計画策定後は利用できなくなり、農地中間管理機構を通した農地の集約化を行うこととされております。

本構想では、「農地利用集積」の記載については、令和6年度末まで利用できるよう削除してありませんが、地域計画策定後は、構想の記載に関わらず、農地中間管理機構を利用した集積しか利用できなくなります。

「農地利用集積」が利用できなくなることについては、市としても大変懸念しておりますので、県に対して、農地中間管理機構における受け入れ体制の整備に万全を期すよう、要望してまいりたいと考えております。

最後に、今回の変更は、6月に県の基本方針が変更され、その基本方針に基づき、7月より市の基本構想を作成、8月下旬まで県と事前協議をするという、大変タイトな日程で実施していたため、委員の皆様には期間のない中での説明となってしまう申し訳ありませんでした。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**議長** 議案第5号につきまして、産業振興課から説明がありました。

質問はございますか。

○**議長** 林田議員。

○**林田議員** 資料によれば、四街道では3年前になくなりました農作物の産地直売について具体的に考えているという事でよいですか。

○**産業振興課** 地産地消の考えが大きくなって来ていることもあり、農協等と連携し話し合っ
て進めていきたいと思っております。

○**議長** 他に質問やご意見はございますか。

(質問・意見なし)

○**議長** 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第5号「農業経営基盤の強化の推進に関する基本的な構想の変更」に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○**議長** 全員賛成ですので、議案第5号につきましては、承認いたします。

○**議長** 次に、協議報告に入ります。協議報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」

事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 9ページをお開き下さい。

協議報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分しましたのでご報告致します。

整理番号1項については、市街化区域内の農地の所有権を有する者が自ら農地を、駐車場に転用するという届け出です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議長** 次に、協議報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について」

事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 10ページをお開き下さい。

協議報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分したのでご報告致します。

整理番号1項から2項までの2件です。いずれも市街化区域内の農地の所有権を有する者以外の者が、所有権の移転を受け、専用住宅、駐車場に転用するという届け出です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議長** 次に、協議報告第3号「農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について」事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 11ページをお開き下さい。

協議報告第3号 農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について、千葉地方法務局より農地の転用事実に関する照会があり、調査の結果を回答したので報告致します。

整理番号1項につきましては、平成3年6月20日に農地法第5条の許可をしている土地であることから、非農地と回答いたしました。

説明は以上です。

○**議 長** 次に、協議報告第4号「農地法第4条許可に伴う工事の完了報告について」事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 12ページをお開き下さい。

協議報告第4号 農地法第4条許可に伴う工事の完了報告について、工事完了報告書の提出がありましたのでご報告致します。

整理番号1項の休憩所、コンビニエンスストアへの転用につきましては、8月4日に勝山委員と事務局で現地を確認したところ、申請どおりに完了しておりました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議 長** 次に、協議報告第5号「農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について」事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 13ページをお開き下さい。

協議報告第5号 農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について、工事完了報告書の提出がありましたのでご報告致します。

整理番号1項の車両置場への転用につきましては、8月10日に三石委員と事務局で現地を確認したところ、申請どおりに完了しておりました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議 長** 次に、協議報告第6号「転用事実確認証明願に対する専決処分について」事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 14ページをお開き下さい。

協議報告第6号 転用事実確認証明願に対する専決処分について、農地法第4条の許可処分に対する転用事実確認証明願の提出がありましたのでご報告致します。

整理番号1項の休憩所、コンビニエンスストアへの転用につきましては、協議報告第4号と同じで、8月4日に勝山委員と事務局で現地を確認したところ、申請どおりに完了しておりました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議 長** 次に、協議報告第7号「軽微な農地改良に伴う工事の完了報告について」

事務局の説明をお願いします。

○事務局 15ページをお開き下さい。

協議報告第7号 軽微な農地改良に伴う工事の完了報告について、整理番号1項の農地の埋立てにつきましては、8月9日に梅澤委員と事務局で現地を確認したところ、申請どおりに完了しておりました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 協議報告第1号から第7号について、事務局から説明がありました。

質問はございますか。

(質問・意見なし)

○議長 質問が無いようですので、協議報告第1号から第7号は、終了いたします。

○議長 以上で、本日の議案及び協議報告については、終了いたします。

4. その他

○議長 次に、その他に入ります。

委員から何かございますか。

(意見なし)

○議長 事務局から何かありますか。

事務局から、農業者年金関連についての連絡が行われた。また、毎年実施している農地パトロールのスケジュール等、及び例年行っている香取・印旛地区の合同研修会関連の周知が行われた。

○議長 次に、会議次第の裏面をご覧ください。

10月の開催予定については、事前調査会が10月3日の火曜日に、第1班の委員にお願い致します。

また、総会が10月10日火曜日の午後2時から、場所は福祉センター3階会議室1です。

農地相談日は10月3日を予定しておりますので、担当委員は、事務局から連絡がありましたらお願いします。

5. 閉会

○議長 以上で、本日の日程は全て終了致しましたので、会議を閉会します。

終了 午後 3 時 2 1 分

令和 5 年 9 月 8 日

農業委員会長

議事録署名委員

1 4 番

1 5 番